

下関都市計画道路の変更の案に関する公述意見と県の対応

令和7年8月1日開催の「下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会」における公述の要旨と、それに対する県の考え方及び対応は次のとおりです。

公述意見（要旨）	山口県の考え方	対応
【長府綾羅木線の計画に関すること】 ①滑石交差点の位置について （意見） 滑石交差点の改良計画に対し、現状案の再考を強く求める。 （理由） ・原則のルールに固執し、実情を無視した計画を一方的に進めようとしているように見受けられる。 ・既存の道路を改良活用する選択肢が十分に検討されていないのではないか。 ・新たな交差点は、原則通りの直角交差点を設置する計画となっている。信号で斜め横断ができるなら、既存の南側県道を活用できるのではないか。 ・滑石交差点では、北側からの直進と左折の車両が多く、南側県道から国道2号に右折で進入するのは困難なので、新しい交差点を作るのであれば、安全に右左折できるようお願いしたい。 ・南側の県道の計画は、短い曲線の道路を既存の道路に繋げる計画となっているが、交差点では、信号が赤に変わる前にはスピードを上げた車両が進入してくることが多いので、事故が起こりやすくなると懸念している。 （意見） 新しい交差点の位置は、現状より安全性が悪化する危険性があるのではないかな。 （理由） ・現状の交差点は長府トンネルを出て直	① 国土交通省による滑石交差点の検討にあたっては、安全な交差点となるよう、公安委員会等と協議調整を行い、道路構造令等の基準に基づいたうえで、既存の道路をできるだけ活用できるよう、交差点の位置も含め、複数案を比較し、周辺への影響や経済性等を総合的に評価して素案の計画が選定されています。 滑石交差点の南側県道については、交通の円滑化や事故対策の観点から、右折レーンを設置する計画としています。また、走行性や安全性に配慮するため、事業実施段階において、再度、事業者により公安委員会等と協議が行われ、詳細な設計や具体的な安全対策の検討がなされるものと考えています。	①について、左に示した県の考え方から、都市計画の変更の案の修正は行いません。

ぐのところに信号があり、周囲の状況を把握しにくい上に、交通の流れが複雑であるため、事故が多発している。計画案は現交差点の位置よりも長府トンネルに近いところに位置しており、事故を減らすどころか、事故の多発地点を生み出すことになるかもしれない。 ②国道2号への出入について (意見) 滑石交差点と長府トンネルの間に住居のある住民の国道2号への右左折での出入りを確保して欲しい。 (理由) ・住民の国道2号への右左折での進入は安全にできるのか。今までみたいに1つのトンネルではないので、直接右側に行けるかどうか不安。	② 国道2号への出入の検討にあたっては、走行性や安全性等に配慮するため、今後、事業者が詳細な調査を行い、地元意見や公安委員会の意見も踏まえつつ、詳細な設計がなされるものと考えています。 また、住民の方々に対しては、今後の事業実施段階において、事業者により説明の場が設けられ、不安や疑問の解消に向けて丁寧な説明に努められるものと考えています。	②について、左に示した県の考え方から、都市計画の変更の案の修正は行いません。
---	---	---

下関都市計画道路の変更の案に関する意見以外としての発言要旨及び山口県考え方は次のとおり

発言要旨	山口県考え方
【その他】 ①素案の縦覧について (意見) ウェブサイト等で、対象道路の具体的な位置や変更範囲が分かる地図、図面を速やかに公開して欲しい。縦覧資料の内容を詳細化し、専門用語を避けて分かりやすい表現に改め、市民が計画を理解しやすい情報提供を行うべき。 (理由) ・対象道路の名前、位置図、変更概要のみが公表され、詳細な計画図が示されていない。 ・都市計画法第3条第3項は都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めることを規定している。具体的な地図等をウェブ上で公開しないことは情報提供義務の不履行に当たる可能性がある。 ②都市計画素案の説明会及び公聴会について (意見) 説明会や公聴会の開催日時、場所を見直し、就労者や学生、子育て世代の参加しやすい平日、夜間、休日に複数回開催して欲しい。 (理由) ・説明会は平日の日中と夜間の各1回、公聴会は平日昼間の1回のみ開催であり、就労者、学生ら多くの住民にとって参加は極めて困難。 ・対象地域の市民が参加しやすい地域のほかで開催されている点も大きな問題。 ・住民が実際に参加し、意見を述べるためには、多様な地域や時間帯での開催が求められる。	① 山口県では、都市計画の案を作成する段階で住民の意見をできるだけ反映させるための措置として、都市計画の素案について公聴会を開催することとしています。公聴会の開催に当たっては、都市計画の素案を縦覧するとともに、説明会を開催し、詳細な内容や道路計画図を提示することにより住民の理解に努めており、縦覧期間中には、山口県のウェブサイトにも都市計画の素案についての位置図や概要を掲載しています。 また、素案の説明会に先立ち、地元地権者等を対象にした説明会を開催し、住民が自身との関係性や影響を把握できるよう努めています。 なお、詳細な道路計画については、今後の事業実施段階において、事業者により説明の場が設けられ、丁寧な説明に努められるものと考えています。 いただいた御意見は、今後の都市計画手続きの参考にさせていただきます。 ② 素案の説明会については、地域の方のみならず、市民全体の方が参加しやすいよう、会場へのアクセス性、規模や利用状況などを考慮して、複数回開催することとしています。なお、素案の説明会に先立ち開催する、地元地権者等を対象にした説明会については、対象地域に近い場所で、夜間や休日も含めて複数回開催するよう努めています。 公聴会については、公述人が意見を述べる公の場となるため、市民全体の方が参加しやすい場所で開催することとしています。 いただいた御意見は、今後、説明会や公聴会の開催において参考にさせていただきます。

③意見書及び公述申出書の提出方法について (意見) 意見書、公述申出書の提出方法に電子メールやFAXでの提出を認め、住民が手軽に意見を提出できる体制を整備して欲しい。 (理由) ・公述申し込みや意見書提出にメール、FAXが使えず、持参又は郵送のみとされているが、情報通信技術の活用により、国民の利便性向上が重視される中で、これは住民の意見提出の敷居を不要に高くするものである。 ④都市計画決定への住民意見の反映について (意見) 住民参加の各過程において、住民の意見を真摯に受け止め、計画に反映させる姿勢を明確に示して欲しい。 (理由) ・上記①～③の問題が重なることで、住民は計画内容を把握、検討する機会が奪われ、意見形成や表明が著しく制限されている。 ・都市計画法の目的である住民意見の反映が空洞化し、行政が意見を聞く気がないと不信感を抱かせる。行政への信頼と計画の透明性を損なう。	③ いただいた御意見を参考に、その他の提出方法についても、今後、検討していきます。 ④ 山口県では、これまでも、都市計画の案に住民の意見をできるだけ反映させるために、説明会や公聴会等を開催しているところです。 また、説明会での質疑応答や、公述意見、意見書の提出を通じて聴取させて頂いた住民の方々からの意見については、関係機関と協議を行いながら、計画へ反映させるよう努めているところです。 いただいた御意見を踏まえ、引き続き、住民意見が述べやすい環境整備に努めていきます。
---	---